

3. 農業農村整備事業負担割合一覧表

● 県営事業

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業					
	基幹水利施設整備型	一般型 ※()はダムに係る分 ※ H23新規地区以降適用	50	25 (40)	10	15 (-)
	排水対策特別型	排水対策特別型 ※ H23新規地区以降適用	50	25	10	15
	基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25	
		対策工事及び緊急補修工事 ※H23新規地区以降適用	50	25	10	15
	(農山漁村地域復興基盤総合整備事業)	(一般地域に適用)	75	17	8	
	農業水利施設保全合理化事業	管理省力化施設整備事業	50	25	25	
	農地整備事業					
	経営体育成型	※()は中山間地域に適用	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)
	(旧一般型) ※農業競争力強化基盤整備事業, 農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業	※[]はH22新規地区まで適用 ※< >はH17まで新規地区及びH19まで新規2期地区に適用 ※【 】はH12まで新規地区適用 ※()は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5> 【35】	10	12.5 (7.5) [10] <7.5> 【5】
	(旧面的集積型) ※農業競争力強化基盤整備事業, 農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業	※[]はH18~22新規地区適用 ※< >はH17まで新規地区適用 ※【 】は~H12まで新規地区適用 ※()は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 [30] <32.5> 【35】	10	12.5 (7.5) [10] <7.5> 【5】
	※農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (東日本大震災復興交付金)	(移行地区)				
		一般地域 ※【 】はH25以降一般地域 ※< >はH23・H24一般地域	75	【16.5】 <16.1842>	【6.0】 <6.3158>	2.5
		中山間地域 ※【 】はH25以降中山間地域 ※< >はH23・H24中山間地	77.5	【15.95】 <15.6823>	【4.3】 <4.5677>	2.25
		(新規地区:H24以降新規地区)				
		一般地域	75	17	8	
		中山間地域	77.5	14.5	8	
	農地整備事業(通作条件整備)					
	(基幹農道整備)	一般型	50	未定	未定	-
		保全対策型	50	25	25	-
(一般農道整備)	一般型 樹園地等型 農業集落型	50	未定	未定	-	
	保全対策型	50	25	25	-	
防災ダム整備事業	防災ダム工事	55	39	6	-	
ため池整備事業	防災ため池 (大規模) 100ha以上	55	34	11		
	防災ため池 (小規模) 40ha以上	50 (55)	39 (39)	11 (6)		
	防災ため池 (小規模) 40ha未満	50 (55)	34 (34)	16 (11)		
	地震対策ため池 (大規模)	55	34	11		
	地震対策ため池 (小規模)	50 (55)	34 (34)	16 (11)		
	一般ため池 (大規模) 100ha以上(中山間地域70ha以上)	55	28	17		
	40ha以上 ※< >は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	33 (33)	17 (12)		
	40ha未満 ※< >は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	21 (16)		

区分	事業名	負担率				
		国	県	市町村	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	用排水施設等整備事業	湛水防除(大規模)基幹施設 400ha以上	55	37	8	-
		湛水防除(大規模)その他施設 1,000ha以上	55	37	8	-
		湛水防除(小規模)300ha以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	42 (42)	8 (3)	-
		湛水防除(小規模)基幹施設 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	37 (37)	13 (8)	-
		湛水防除(小規模)その他施設 100ha以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	32 (32)	18 (13)	-
		用排水施設(大規模)400ha以上	55	28	17	
		用排水施設(小規模)200ha以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	33 (33)	17 (12)	
		200ha未満 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	21 (16)	
	特定農業用管水路等特別対策事業	県管造成施設 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	35 (35)	10 (10)	5 (0)
	国管造成施設管理体制整備促進事業	管理体制整備型(計画策定事業)	50	50	-	-
	農業用河川工作物等応急対策事業	(大規模)河川応対 総事業費1億円以上	55	37	8	-
		(小規模)河川応対 総事業費5,000万円以上 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	42 (42)	8 (3)	-
		(小規模)河川応対 総事業費800万円以上 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	32 (32)	18 (13)	-
	農村防災施設整備事業	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業) ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	7 (2)
地すべり対策事業	地すべり防止工事	50	50	-	-	
農村地域防災減災事業	調査計画	100 (定額)	-	-	-	
基幹水利施設管理事業						
	荒砥沢ダム(本体), 小田ダムに係る分	30	70	-	-	
	荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分	30	30	40	-	
	岩堂沢, ニツ石ダムにかかる分	30	30	20	20	
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50	25	25	
	農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備事業)	生産基盤整備以外 ※〔 〕はH22新規地区まで適用	55	30 [32.5]	15 [12.5]	
生産基盤整備 ※〔 〕はH22新規地区まで適用		55	30 [32.5]	15 [12.5]		
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策, 海岸耐震対策, 海岸堤防老朽化対策 ※()は離島	50 (55)	50 (45)	-	-
		津波・高潮危機管理対策	50	50	-	-
		海岸環境整備	1/3	2/3	-	-
	障害防止対策事業	100~66.7	0~16.7	0~16.6		

●団体営事業

区分	事業名	負担率			
		国	県	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業				
	基幹水利施設保全型	対策工事	50	15	35
	地域農業水利施設保全型	対策工事 ※()は5法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	地域用水機能増進型	ソフト事業	50	25	25
	農業水利施設保全合理化事業	※()は5法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	ため池整備事業	市町村営 ※10ha未満	50	1	49
	用排水施設等整備事業	市町村営 ※20ha以上	50	1	49
	特定農業用管水路等特別対策事業	特別対策事業（国営造成施設） ※吹付け材の除去復旧に限る	50	21	29
		特別対策事業	50	1	49
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型	60	1	39
		管理体制整備型（推進・支援事業） ※[]はH19新規地区以降適用	50	25 [1]	25 [49]
	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業 ※[]はH23新規地区以降適用	30	1~30 [1]	40~69 [69]	
農村整備事業	農業基盤整備促進事業	定率助成 ※[]は中山間等	50 [55]	—	50 [45]
		定額助成	定額	—	—
	農村集落基盤整備再編・整備事業 （集落基盤整備事業）	農業生産基盤整備及び集落基盤整備	50	1	49
		実施設計の策定	50	1	49
	農業集落排水事業	施設等の整備又は改築 ※県の嵩上げは農業集落排水整備推進交付金	50	—	50
		施設等の調査及び計画の策定	50	1	49
		最適整備構想の策定	100 (定額)	—	—
中山間総合整備事業		55	1	44	

●非公共事業

事業名	負担率			
	国	県	その他	
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4	1/4
	知事特認地域	1/3	1/3	1/3
多面的機能支払交付金事業	農地維持支払交付金	1/2	1/4	1/4
	資源向上支払交付金	1/2	1/4	1/4
農地耕作条件改善事業	定率助成 ※()は中山間地域等	50 (55)	—	50 (45)
	定額助成	定額	—	—

宮城県が主に取り組んでいる事業メニュー一覧表

実施要綱要領 事業名等	農山漁村地域整備 交付金		農業競争力強化 基盤整備事業		農村地域防 災減災事業	
事業目的	都道府県又は市町村が農林水産業の基盤整備による競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資するもの。		担い手への農地集積や農業水利施設の整備を実施し、農業競争力の強化を図るもの。		農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するもの。	
事業要件	・農山漁村地域整備計画の作成		・農業競争力強化基盤整備計画の作成 (下段の区分により作成) ・国営事業関連 ・農地集積促進関連 ・高付加価値化等促進区分		・農村地域防災減災総合計画等の総合計画又は推進計画にいちづけられていた事業であること。 ・農村地域防災減災総合計画を作成する。	
事業主体	県営	団体営	県営	団体営	県営	団体営
主な事業分類	かんがい排水	○	○	○		
	ほ場整備	○		○		
	農道整備	○	○			
	防災関係	○	○			○
	農村総合整備	○	○			

事業分類別掲載事業名

かんがい排水	ほ場整備	農道整備	防災関係	農村総合整備
<ul style="list-style-type: none"> ・水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (地域農業水利施設保全型) (地域用水機能増進型) (水利区域内農地集積促進型) ・広域農業用水適正管理対策事業 ・農業水利施設保全合理化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業 (経営体育成型) ・経営体育成基盤整備事業 ・農業基盤整備促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業 (通作条件整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ダム整備事業 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・農地保全整備事業 ・特定農業用管路等特別対策事業 ・農業用河川工作物等応急対策事業 ・地すべり対策事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 ・農村防災施設整備事業 ・海岸保全施設整備事業 ・障害防止対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村集落基盤再編・整備事業 (中山間総合整備事業) (集落基盤再編事業(旧集落基盤整備事業)) ・農業集落排水事業